

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁(生活安全・地域・刑事)部長 殿
 各道府県警察(方面)本部長
 (参考送付先)
 庁内各局部課長
 各管区警察局広域調整部長
 警察大学校(生活安全・地域・刑事)教養部長

警察庁丁生企発第194号、丁地発第59号
 丁少発第197号、丁刑企発第69号
 平成31年3月27日
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局地域課長
 警察庁生活安全局少年課長
 警察庁刑事局刑事企画課長

万引き防止に向けた総合的な対策の強化について(通達)

全国警察を挙げて、地域住民、事業者、関係機関・団体、自治体等と協働しながら、社会全体で犯罪対策に取り組むなどした結果、刑法犯認知件数は4年連続で戦後最少を更新しており、数値面での改善は続いている。一方で、万引きの認知件数については減少傾向を維持しているものの、ほかの犯罪の減少率と比べて万引きの減少率は低く、刑法犯認知件数に占める万引きの割合は年々増加傾向にある。また、検挙被疑者も少年から高齢者まで各層に広がり、換金や転売を目的とした大量又は高額の商品を窃取する手口が認められるなど、被害者の経営に支障を生じかねない深刻な打撃を与えているところである。

各都道府県警察にあっては、こうした情勢にかんがみ、下記により、万引きを防止するための総合的な対策を強化されたい。

なお、「万引き防止に向けた総合的な対策の強化について」(平成22年9月3日付け警察庁丁生企発第407号ほか)は、廃止する。

記

1 万引きをさせない社会づくりの推進

(1) 万引きを許さない社会気運の醸成

万引きをめぐる深刻な状況の背景要因としては、「たかが万引き」という万引きを軽視する風潮があり、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず他の犯罪の発生も誘発しかねないところである。

こうした万引きを軽視する風潮を払拭し、万引きを許さない社会気運を醸成するため、警察、各業界団体、関係機関・団体等による官民総ぐるみの万引き防止対策会議等の開催、万引き防止キャンペーンの実施等による広報啓発活動、各種広報媒体を活用した情報発信活動、ボランティア等による防犯パトロールの促進等の各種取組を強化推進すること。

(2) 万引きに対する規範意識の向上と社会の絆の強化

「たかが万引き」という意識を払拭し、万引きに対する規範意識の向上を図

るために、少年に対しては非行防止教室等、成人・高齢者に対しては地域における各種会合等の機会を活用して、万引きの発生実態等に関する情報を発信して、「万引きは犯罪である」ことを周知徹底させること。

また、規範意識が醸成されるためには、社会集団への帰属意識や連帯感が共有されることが前提条件となることから、社会から孤立し疎外されていると感じている人々、支え合う家族や仲間のいない人々に対しては、行政、地域住民、民間ボランティア等と連携し、少年の居場所づくりや高齢者世帯への訪問支援など社会を挙げた取組が推進されるように努め、社会の絆の強化を図ること。

(3) 小売店舗における防犯対策の推進

万引き防止対策を推進する上では、万引きをさせない環境をつくることが重要であることから、万引きの被害対象となり得る小売店舗の従業員による声かけ、死角のない商品陳列方法の改善等のもとより、防犯カメラの設置、万引き防止機器の導入、多言語による注意・啓発等を促進するとともに、万引きを認知した場合には警察に直ちに通報する旨の警告文の掲示を推進すること。

(4) 情報共有の推進

小売店舗の防犯意識向上を図り、積極的な自主防犯対策を促すためには、警察からのきめ細やかな情報発信が重要であり、そのために小売店舗の業種や業態ごとの団体との防犯ネットワークの整備に努めるとともに、被害実態に応じた適切なネットワークを通じて、時宜を得た情報提供に努めること。

2 万引きに対する適切な事件処理の推進

(1) 万引きを認知した場合の届出の徹底の要請

「万引きは犯罪である」ことの周知徹底を図るとともに、適切な取締りを行うため、被害対象となり得る小売店舗をはじめ業界団体に対し、万引きを認知した場合における警察への届出の徹底を要請すること。

なお、少年法等の規定により、犯罪少年等を発見した者には、家庭裁判所等への通告の義務が課せられているところであり、少年の健全育成の観点から、本来、万引きの被害者のみの判断で対応することができないこととされていることについて、十分に小売店舗等の理解を得るように努めること。

(2) 万引きに対する迅速かつ厳正な対応

被害者からの届出により万引きを認知した場合には、迅速かつ厳正な事件処理に努めるとともに、万引きで検挙された被疑者が二度と繰り返さないよう、警察において適切な措置を講じることはもとより、罰金刑の活用等も含めた、対象に応じた適切な措置を講じるように、関係機関とも協議を行うこと。

なお、万引きにより検挙・補導された少年の事件処理に際しては、少年事件選別主任者の意見を踏まえ、再犯のおそれ等について適切な判断がなされるよう努めるとともに、必要に応じて保護者にも助言、指導を行うなど、再非行防止のための適切な措置を講じること。

(3) 万引きに係る捜査の一層の合理化

万引きの被害者が届出をためらう大きな理由として、届出により従業員が長時間職場を離れることになる点等が指摘されていることから、被害者の時間的負担等を軽減するため、捜査の一層の合理化を図ることとし、平成22年9月3日付けで、「司法警察職員捜査書類簡易書式例の一部改正について（依命通達）」（警察庁乙刑発第8号、乙生発第8号）、「万引き専用の被害届の様式について」（警察庁丙刑企発第80号）及び「万引き専用の捜査書類の運用及び万引きに係る捜査の合理化等について」（警察庁丁刑企発第149号、丁生企発第406号）を、平成31年3月26日付けで、「万引きに係る少年事件の簡易送致の運用等について」（警察庁丁少発第180号）を発出しているもので、その適正な運用に努めること。

3 万引き防止対策に関する適切な評価

万引き防止に向けた総合的な対策を効果的に推進するため、処理数が多数に上る地域警察部門による検挙を含め、万引きの検挙及び防止に資する各種施策に対しては、適切な評価と積極的な賞揚の実施に配慮すること。